

令和5年度 第1回 静岡県河川審議会 会議録

日 時	令和6年1月19日（金）14時00分～15時50分
場 所	静岡県地震防災センター 3階小研修室（WEB併用）
出席者 職・氏名	<p>委員長 大石 哲（神戸大学都市安全研究センター 教授）</p> <p>委 員 秋山 信彦（東海大学海洋学部 教授）</p> <p>委 員 浅見 佳世（常葉大学大学院環境防災研究科 教授）</p> <p>委 員 荒井 歩（東京農業大学地域環境科学部 教授）</p> <p>委 員 海野 俊也（(株)静岡新聞社 静岡放送(株) 執行役員 東部総局長）</p> <p>委 員 絹村 敏美（静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事）</p> <p>委 員 五味 響子（静岡市番町市民活動センター センター長）</p> <p>委 員 高梨 成子（(株)防災&情報研究所 代表）</p> <p>委 員 知花 武佳（政策研究大学院大学 教授）</p> <p>委 員 守屋 司子（静岡県環境カウンセラー協会 理事）</p> <p>（欠席…渡村委員、頼重委員）</p> <p>事務局 河川砂防局長、交通基盤部参事（防災技術担当）、河川砂防管理課長、 河川企画課長、河川海岸整備課長、土木防災課長 ほか</p>
議 題	<p>1. 気候変動の影響を踏まえた今後の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更の進め方について（報告）</p> <p>2. 新たなステージに入った水災害に対する取組について（報告）</p>
配布資料	<p>(1) 資料1 気候変動の影響を踏まえた今後の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更の進め方について</p> <p>(2) 資料2-1 新たなステージに入った水災害に対する取組（案）</p> <p>(3) 資料2-2 【概要版】新たなステージに入った水災害に対する取組（案）</p> <p>(4) 参考資料 県政インターネットモニターアンケート集計結果</p>

1 審議事項

- ・気候変動の影響を踏まえた今後の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更の進め方について（報告）
- ・新たなステージに入った水災害に対する取組について（報告）

2 審議内容

<事務局から、議事「気候変動の影響を踏まえた今後の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更の進め方について」の説明>

【委員】

「資料1」3ページをはじめ、多くの箇所「1時間に50mm」との表記があるが、静岡県の場合、これが確率規模でおおよそ何年に1回の降雨に相当するのか情報を共有しておきたい。関連して静岡県内の市町が管理する下水道の整備は、時間50mmの降雨を対象にしていることが多いのかどうか確認したい。

「資料1」6ページに「河川整備基本方針は河川審議会で、河川整備計画は流域委員会での審議を経て策定」とあるが、静岡県の場合どちらの計画も河川審議会で審議をしているのかどうか確認したい。

【事務局】

静岡県内の河川としては、1時間に50mmの雨に対する対応として、年超過確率1/5の雨に対応できるような河川整備を実施している。下水道については、基本的には年超過確率1/7の雨に対応できるような整備を実施するが、各河川の流域の傾向によって差があるので、それが時間雨量何mmの降雨に相当するかについては定かではない。

河川審議会と流域委員会については、河川整備基本方針は当審議会で審議し、河川整備計画については、各水系に流域委員会を設置し、その委員会の中で意見を聞きながら策定している。

【委員】

「資料1」10ページに、「一級水系の狩野川と天竜川において、気候変動による降雨量の増加を考慮した河川整備基本方針の変更が行われた」とあり、狩野川の河道配分流量の増加に関する記載があるが、天竜川は計画変更によって河道配分流量はどの程度増加したのか。また、大井川等の県内の他の一級水系は、方針変更について検討したが、変更しないと整理したという認識で良いか。

【事務局】

天竜川は、基準点の鹿島で、河道配分流量が15,000m³/sから15,500m³/sに変更となっている。県内の他の一級水系については、国から順次、方針変更を進めていくと聞いているが、現時点で情報提供はされていない。

【委員】

流域の集水域で放置された竹林、茶畑が、大雨の影響により崩壊するという問題がある。これに対する対策の担当は、河川部局ではないと思うが、流域治水に関する部局間の連携につい

て、どのように考えているのか。

【事務局】

流域全体で取り組む治水対策というのは県の方でも進めているところである。山地部分についても森林整備や治山事業など、関係機関と連携しながら、流域治水として浸水被害の軽減に取り組んでいる。県としても流域治水を進めるため、森林部局などを含めた流域治水の連絡調整会議を設置し、その会議の中でそれぞれが主体的に取り組む対策について実施していく形で、連携して進めている状況である。

【委員】

問題となっている放置竹林は、民有地が多く、対策には課題が多いと思うが、どのように対応していけばよいか、何か考えがあるか。

【事務局】

「流域治水」には、一般の住民も関係者に含まれており、流域全体でできることを行う中で、放置竹林などについても所有者の方に管理してもらうことも必要となるため、流域治水の重要性を理解してもらえるように啓発等にも力を入れていきたいと考えている。

【委員】

所有者不明の放置竹林や森林は多いと思う。土地の所有者と責任をはっきりさせないといつまで経っても問題は解決しないと思うので、河川だけでなく、山林、治山と協力していく必要があると思う。国や県が連携し、「河川は河川、山は山」ではなく、協働して対策を取ってほしい。

【事務局】

今回は河川の計画づくりの中の考え方を示している。「川だけでなく流域全体を見たほうが良い」との指摘については個別河川の審議でも指摘されているが、河川法に基づいた計画に書き込む際は限定的にならざるを得ない。

国では「水害の自分事化」という言葉を使用し、あらゆる関係者が防災を自分のこととして捉えられるようになることを推進しているが、これだけ毎年水害による被害を受けているにも関わらず、多くの方が水害に対して「河川改修が進めばすべて解決する」という認識から離れられないことが非常に大きな課題と思っている。住民からすると冠水は、外水が原因か、内水が原因かの区別がつかず、全て浸水被害となってしまうので、浸水被害の原因をきちんと分析し、流域全体で浸水原因に応じてそれぞれが「我が事化」をしながら対応していく中で、いただいた意見を真摯に受け止め、対応しながら、情報発信をしていきたいと考えている。また、同様な悩みを他県も持っているということなので、情報共有をしながら、できることをやっていきたいと考えているので、また助言いただければありがたい。

【委員】

「担当する部局が違う」という話ではないと思う。

【事務局】

田んぼダムの話でも「なぜ、下流に住む住民の浸水被害軽減のために、自分が田んぼダムを検討しなければならないのか」という意見が、実際現場であると聞いている。今は「流域全体で浸水被害軽減を頑張っていく」という共通認識を持つことが大きなテーマだと思っている。

その共通認識の1つに委員が言われるように、個々の役割をはっきりするとともに、同じ目標をもって取組を進めていくという認識が必要になると思っているので、その実現に向けてどのように進めていくかというのが課題だと思っている。

【委員】

静岡県が実施している「森づくり県民税」について、「荒廃森林を整備するために使われている」という説明を聞いても「知らない間に税金を払っている」程度の認識の方が多く、「森は誰かが守っている」「健やかな森が下流域の安全を守っている」ということに無関心な層が増えている。また、少子高齢化が進むことで、国土・県土を保全していくことが困難になってきている。例えば河川の上流域においては林業従事者の減少、下流域でも住人の減少により、放棄地・空き家などが増えている。逆に都市部では、本来水害に弱い地域であるということが伝えられていないまま、住宅地としての開発が進められている地域もある。このように、人口減少などによる地域の変化と災害伝承力の弱体化もある中で、人々が世代を超え「災害の自分事化」をすることはなかなか困難であると思う。審議会としてもこれらのことも考えたらどうか。

【委員】

荒廃農地とか荒廃竹林については、流域治水だけではなく、生活や産業などにも関係する問題であるため、各々で農地や竹林を守り、活用することで、結果としてそれぞれの方の生活が成り立っていくという部分を流域治水協議会の中で問題提起していくのはどうか。そのような切り口で問題提起すれば、「自分事化」につながっていくと思う。

田んぼダムの話は、総論は賛成だが、各論で自分事になると自分が負担する分が大きくなるのではという心配が出てくるため、協力しにくい部分がある。金銭に限らずインセンティブがあるといいのではないかと思う。これも河川だけではなく、農業・農地の関係部局と相談し、協力を得やすい手法なども考えてもらいたい。

【委員】

静岡県の場合、地質の関係で山が崩れやすいため、山の奥の普段生活する上で確認できない場所での河床の上昇が気になっている。大井川や安倍川では山地崩壊により土砂が流出することで河床が上がってきており、大雨時にこれらの土砂が流出することで天然のダムが破壊されると大きな災害につながるのではないか。下流を整備しても上流から土砂が流れ込むため同じ整備の繰り返しになるのではないか。根本的な話であるので、対応は難しいと思うが、先を考えて検討しておく必要があるのではないか。

【事務局】

土砂管理は河川の規模によっても変わるが、例えば大井川では長島ダムから下流において総合土砂管理計画を策定している。土砂が河川に堆積すれば水害の発生リスクが上がるというデメリットがあるが、海まで土砂が流出すれば砂浜を形成するというメリットがあるなど二面性があり、どのようにそのバランスを取って管理していくかについて計画を策定している。長島ダムの上流においても現在、国が計画作成を進めているところであり、その中で適切な土砂管理について議論され、計画が策定されると理解している。

静岡県では、定期的に河川パトロールを行っており、土砂の堆積状況や構造物等への影響を

随時把握している。状況に応じて、緊急的に浚渫や、施設管理者へ対策を求めるなど、対策を実施している状況である。

【事務局】

土砂管理については、静岡県が管理する二級河川では掘り下げた議論ができていないというのが現状である。安倍川については、総合土砂管理計画を海岸管理者である県と一緒に策定することで、全国に先駆けて河川と海岸が一体的に土砂について議論しつつ計画を進めている。砂利の採取によって河床が下がり砂浜が失われることや、豪雨による大量の土砂発生に対する地域から浚渫の要望など、計画に基づいてモニタリングをしながら広域的な工学な目と、現場の迅速な対応などのバランスを持って実施していく必要があると思っている。県民へのPR不足もあるので、2月に開催するシンポジウムにて、景観の改善をしながら、離岸堤を作成し、三保の浜を維持することについて情報発信をする予定である。これからも機を捉えて、さらに情報発信を進めていきたい。情報発信はこれから治水対策を進める中で非常に重要であるので、引き続き指摘いただきたい。

【委員】

安倍川、特に藁科川では、本来川の蛇行により生まれる淵が、蛇行点にもかかわらず瀬になっており、維持流量が足りてないのではないかと感じる。河口においても河口閉塞が発生しており砂が流せていないのではないかと。改善は困難なことではあるが、維持流量が足りなくなっているからなのではないかと思う。ここ十数年程度で、藁科川の淵はほぼ無くなったことにより、アマゴなどの生態系にも影響が出ているのではないかと感じている。

【委員】

地球温暖化により海水面が上昇していると聞かすが、今後、さらに海水面が上昇することに対する対策についてどう考えているのかお聞きしたい。

【事務局】

気候変動の中で洪水に対する治水計画を中心に説明したが、気候変動により渇水頻度も高くなることから環境への影響も考えられる。海水面の上昇は、河川の流量を安全に流す際に不利な方向での検討となるため、海水面が上昇することを前提に流量の処理方式について検討していかなければならない。一方、渇水はダムによって維持流量を放流する検討が必要な河川もあるが、二級河川では低水流量の観測ができていないので気候変動の課題と思っている。維持流量については、気候変動の中で様々な対応が迫られることが想定されるので、また、相談に乗っていただきたい。

【事務局】

藁科川について正確な調査をしているわけではないが、藁科川を含む安倍川流域では、平成24年頃に大きな雨が降り、上流側の川沿いの斜面が大きく崩壊を縦断的したため、大量の土砂流出が一時あったということを確認している。安倍川や大井川流域は、地質の破碎が相当進んでいることから土砂が非常に流出しやすくなっているのではないかと考えている。瀬・淵の形態が分かりにくくなり、淵が埋まっていることについて、県としても、ある程度埋塞しているようなところは掘削して下流に持っていくような除去の作業をしている。先ほど説明にあった治水と環境と利水の環境面もあるので、「魚類の生息上、この場所に土砂堆積しているのは課題

だ」という場所が仮にあるのであれば教えていただき、局所的に掘削することも必要かと思う。渇水流量について、藁科川流域では、一部で農業用水や発電に使用しているが、基本的には非常に微量であり下流で戻しているの、平常時の水が昔に比べて減っていると考えられる。洪水時ばかりが注目され、水が多いと思われるが、平常時は河床が上がっていることが要因なのか、水が減ってきているという印象もあるため、「特にここの部分については注意が必要だ」という指導を頂ければ、河川管理者としても対応できることを行っていきたいと思う。

【委員】

全国的にここ 10 年で瀬・淵が随分無くなっている印象である。10 年前は瀬と淵の形で形態区分を行っていたが、今は淵がないので同じ研究はもうできない。瀬や淵がなくなっている川は、ダムが有る川、無い川、破碎帯を抱えている川、抱えてない川など様々なので原因は分からない。渇水流量が減っているのではないかとデータを調べたが、山地域の方が「昔は水が多かったのに今は全然ない」と言う場所においてもデータを見る限りでは流量が増加しているところもある。渇水流量の問題は非常に大事であり、扱わなければならないが、淵をつくる流量は渇水流量より大きいと思われる。しかし、洪水の流量は明らかに増加しており、瀬や淵の形は洪水のピークではなく、ピークを過ぎた後に長期にわたり流量増が継続するか、引くのが早いかで変わるため、昔は洪水の引きが遅かったが、最近はやりに戻るのが早いということが瀬や淵の形成に影響しているのではないかと考えている。土砂については上流では堆積しているが、下流には流れてこない。土砂が不足しているかと思えば、淵が埋まっている状況である。狩野川もそうだが「目詰まりでアユが産卵しない」と苦情が出ているため、土砂の総量で見ると恐らく減少しているが、粒度の割合が変わり細かい砂が中心になってしまったため深い淵ができなくなったのではないかと考えている。

これらは全て仮説で、証明できたわけではないので、引き続き注意が必要かと思っている。

【委員】

基本的な整備計画のあり方について、昨今の風水害では、河川からの外水氾濫だけではなく、内水氾濫の方が大きく注目されてきているが、河川整備計画では河川本体の整備しか記載されていない。「資料 1」23 ページで、気候変動の影響による気温上昇により流量増加の想定が出ているが、静岡県は雨や風水害が多い地区にも関わらず、2℃気温上昇時の降雨量変化倍率の 1.1 倍を選択している。これは河川だけで気候変動による流量増加分を負担しようとしているからだと思う。日本全体では、気温が 4℃上昇した際に流量が 1.4 倍になっていることを考えると、値的に 1.3 倍のところは河川以外で負担するのかということにもなる。河川整備は何年もかけて進めていくことを考えると、年単位の計画の目標が出てくるはずである。例えば地震防災戦略では、行政で行う公助の部分と、地域の負担、個人がすべきことの目標をつくり、ハード対策からソフト対策までの対策を挙げて全体でどれくらい防ぐかといったような計画を作成している。このように自分事として捉えるという謳い文句だけでなく、具体的にどのように対策を進めていくかということを書き込んだ整備計画にした方がいいのではないかとと思う。今は、流域治水ということで上流の森林の件や渇水等を含めて総合的に見ていく必要があるのではないかと印象を持った。

【委員】

「資料1」23ページの部分について、一般的には今まであまり降っていない場所の割合が上がり、静岡県のように多く降っている場所は割合が1.1倍程度となっているので、ここで1.1倍を選ぶということは、これまでの議論の中で妥当という形になっている。ただし、本当に1.1倍で妥当だったかについては、今後、検証していかないと分からないところではある。

【事務局】

今出ている質問について、次の議事に共通する点があるため、次の議事の説明に移らせていただく。

<事務局から、議事「新たなステージに入った水災害に対する取組について（報告）」の説明>

【委員】

台風第 15 号、台風第 2 号の教訓を踏まえてこのようなレポートを取りまとめることは非常に良い取組だと思う。課題に対して具体的にどの様に対処するかが非常に重要であるため、この冊子自体は素晴らしいものだと理解した。

静岡県環境部局で流域水循環計画の策定を検討しているが、内容が重なっている部分が多い。流域水循環計画の方が地下水・水質を取り扱うことで本取組より広範囲に渡っているが、河川・流域治水に関することは非常に内容が重なっている。そのため、流域水循環計画と一体となって実施するといったことや、河川に関することは本取組で行い、流域に関することは流域水循環計画で行うといったことなどを冊子の中に明記してはどうか。

【事務局】

流域水循環計画については関係部局と連絡をとり、河川砂防局が取り組んでいる流域治水について説明している。各々計画を作成する中で、整合を図る部分、協働で実施する部分が重要であるため、引き続き情報共有を行っていく。本取組の中に流域水循環計画の記載がないため、修正したいと思う。

【委員】

各取組の担当部局が明記されていることは非常に素晴らしいと思う。どの部局がどの法律に基づいてどういう計画を作っているかが示された図があるともっと分かりやすいと思う。

【委員】

「資料 2-2」概要版 3/3 の表について、実施期間の意図するところが混在している。例として「No. 22 水災害リスクや「流域治水」に関するわかりやすい情報発信」、「No. 8 樋門・樋管等の適切な維持管理」は、実施期間を「長期（20 年）」としているが、これは継続して実施するという意味だと思う。一方、「No. 24 職員研修の充実」の実施期間の「短期（1 年）」は、1 年しか実施しないという意味ではなく、1 年以内に実施するという達成目標かと思う。継続実施期間と達成目標としての期間が混在していると思われるため、確認していただきたい。

【事務局】

分かりやすく修正する。

【委員】

「資料 2-2」概要版 3/3 の表で、「No. 4 河川パトロールや 3 次元点群データの活用による河道状況の把握」は、氾濫の対策であると理解しているが、水位計算においても出発点の水位が少しでも違うと計算結果が大きく変わってくるため、河口付近の水位を日常的に水位観測しておくことも必要になってくると思っているが、どう考えているか。

【事務局】

県で既に水位観測所を設置しているところについては水位観測を引き続き実施していきたいと考えている。また、地域の河川の計画を検討する上で必要な水位等については、追加で観測を実施することも考えている。

【委員】

3次元点群データにより河道の土砂堆積状況等を把握するという取組は、是非進めていってほしいと考えているが、長期的に20年で県管理河川全てを3次元データ化することを考えているのか。

【事務局】

本県では、県の地形を3次元データ化する取組を実施しており、データは公開データとして公表している。これを元として、令和4年台風第15号に伴う豪雨による土砂流出で河道の埋設が発生した箇所は、令和4年度下半期に航空レーザー測量により測量を実施している。今後、そのような河川において、浚渫・掘削工事をICT工事で行えば3次元データが入手できるため、工事後のデータを反映させて、それを基準としてその後に大きな洪水による河道埋設が発生した場合は、データを比較していきたいと考えている。特に、県管理河川をいつまでに全て3次元データ化するといったことは決まっていないが、大きな出水、土砂流出があったと確認されたらその都度対応していきたいと考えている。日常的な管理については、河川パトロールの際の写真撮影等により河道の状況を確認していきたいと考えている。

【委員】

「資料2-1」にそのスキームが書かれていたため、そのような形で3次元データ化と共有の取組を進めてもらいたい。

【委員】

これは河川砂防局のロードマップのため、森林整備や治山対策を記載できないことは分かるが、県庁一体として流域治水対策を実施していくと見えないため、付録等で農地や森林部局の考えを入れるなどし、県一体として実施していくことを表してほしい。

【事務局】

こちらの重点対策については、河川砂防局のものを抜粋しているが、全体の対策については「資料2-1」27ページ以降に取組を記載している。特に森林・治山の整備等については27ページに「森林・治山の整備」として森林計画課、森林保全課が実施する対策を記載している。

これらの対策の進め方として、「資料2-1」65ページに示しているように各流域で流域治水協議会があるため、この中で流域治水プロジェクト・水災害対策プラン等の計画を作成した上で対策を実施していく。

流域治水プロジェクトには、上流部の対策として、森林整備や治山事業が入っており、流域治水協議会には森林部局も参加しているため、協議会の中で対策の実施内容や進捗状況について共有しながら、流域治水の取組を関係部局が連携して進めていきたいと考えている。

【委員】

「資料2-1」26,27ページに整理されているソフト面とハード面と併せて全体で見ているという考え方は、あるべき姿だと思うので是非進めてほしい。

26ページに流域治水協議会との記載があるが、様々な部局や地域で何かを実行する際に、協議会は合意形成やコミュニケーションの面で非常に注目されているため、うまく使ってもらいたいと思う。流域治水協議会は、既に設置され、運営されているものなのか。

【事務局】

「資料2-1」65ページの図に名称を記載している流域治水協議会は、すべて設置済みであ

り、現時点で運営されている。

【委員】

流域治水については、各流域の関係機関、国、県が協議会に参加して、内容について合意を取りながら実施するものだと思うので、このことについて重視してもらいたい。「資料2-1」や「資料2-2」の概要版に「自分事として捉えて」「主体的に取り組む」といった記載があり、もっともだとは思いますが、自分達だけで実施することは不可能で、連携していかないと意味がないと思うので、このような協議会を立ち上げて動いているのであれば、そのような事も文言に盛り込み、最終的にハード対策、ソフト対策を絡めて全体で連携して実施するという事を記載したほうがよいのではないかと。

【事務局】

了解した。

【委員】

令和4年台風第15号、令和5年台風第2号に伴う豪雨により土砂崩れやがけ崩れが発生したと思うが、土砂災害警戒区域として指定されていた場所が崩れたのか、未指定の場所が崩れたのかを明らかにして区域の指定等を必要であれば今後見直していく必要があるのではないかと、事前説明の際にお聞きし、審議会前に回答をいただいているが、そのことについて資料に記載されていないので説明いただきたい。また、区域指定について、今後どのように考えているか説明いただきたい。

【事務局】

土砂崩れやがけ崩れの発生状況については、管轄している砂防課でデータを取りまとめている。令和4年台風第15号、令和5年台風第2号において、発生した事象のうち、どの程度が指定された区域の中で発生しているかを確認している。令和4年に発生した土砂災害が211件あった中で、土砂災害警戒区域内での発生が198件、区域外での発生が13件となっており、94%が土砂災害警戒区域内で発生していたという状況である。

令和5年においては、57件土砂災害が発生した中で、44件が土砂災害警戒区域内、13件が区域外となっており、77%が区域内となっている。

【委員】

担当部局は違うかもしれないが、必要であれば区域の見直しがあってもよいのではないかと。

【事務局】

重点対策のうち、No.13が「LP測量を活用した土砂災害警戒区域の新規指定箇所抽出」となっており、LP測量データを活用し新規抽出箇所を確認した箇所もあるため、新しい技術も活用して、危険箇所については指定していきたいと考えている。

【委員】

安倍川、富士川では大きな地震の際に山地崩壊や河道閉塞が発生したら、その記録が残っている。富士川では、白鳥山が2回崩れたことで河道閉塞が発生し、その天然ダムが決壊した際に下流に大きな被害が出たことがあるが、静岡県ではそのようなことに対する対応は想定しているのか。記録を調べると、河道閉塞が発生しやすい場所が分かると思うので、参考にすればよいと思う。

【事務局】

令和4年台風第15号、令和5年台風第2号の際には河道閉塞は発生していないが、先日の能登半島地震の際には河道閉塞が発生したという情報は入ってきている。ニュースでは、「そこに水がたまって決壊の恐れが」という表現で報道はされているが、事実は掴み切れていないところはあある。

脆弱な山を抱えている静岡県の場合、大規模地震により発生した山地崩壊などにより河道閉塞した際は、その対策を実施しないと下流の集落が危険だということは想定しなければならないと考えている。

今回のレポートのとりまとめについては、台風第15号の際に、職員の対応も含めて、どのような対応をしてよいか分からないという状況であったため、その経験を後輩も含めて伝えていかなければならないステージになるということで、内向き、外向きを含めて対応を整理したという形になっている。

今までと違う事象が発生し、実体験からシミュレーションが容易にできる状況であるため、今後、河川砂防局の所管も対応を迫られると思われる。災害が発生した際のシミュレーションは実施しつつ、対応を図る準備は別に進めていきたいと考えている。

【委員】

流域治水協議会が多く立ち上がっており、複数の協議会に出席しなければならない市町もあると聞いている。県も会議が増えると労力かかるため、地域で協議会を束ねるなど、工夫して効率的な運営をしてもらいたい。

【委員】

令和4年台風第15号と七夕豪雨の際の浸水区域は重なる箇所が多いが、令和4年台風第15号では、死者が0人になっていることについての検証ができていない。市でも過去の対応との比較が無く、すぐに避難所運営などの方に関心が移ってしまったりするが、被害の数字だけではなく、なぜ被害が防げたのかの検証が必要だと思う。

「自分事化」の中に、避難についての意識を高める、行動に結びつけるといったようなことができているのかどうかが出てこない。台風第15号により、住民の避難に関する意識が高まっている可能性もあるため、その場合、その意識の継続、維持向上などが対策として出てくると思う。県からの情報発信など、県の対策ばかりではなく、災害を自分事化するためにどうすればよいかという流域住民側の対策もあるのではないかなと思う。

また、河川法で、水害に対して特に危険な箇所については耐水性の高い建物を造るという規制が出てきていると思うが、その規制の活用ができていないのではないかな。逆に空き地や山地等で管理者不在の場所も出てきていると思うので、それらを活用するといったことも方向としてあるのではないかなと思う。

【事務局】

例えば巴川については、各協議会の中で、地域の声を共有している部分もあるが、今後どのような整備ができるかは議論の余地があると思う。個別の話の中で材料は持ち合わせていると考えているが、これらをどの様に生かしていくかは、これから考えていかなければいけないと思う。

本日の議題が川の視点ではあったが、指摘いただいたことは流域治水を進めるに当たり、視点を変えた見方や、地域全体での着目点についての話かと思うため、議事録に残し、専門の立場から知事の諮問機関である河川審議会が出た意見として尊重させていただいて、関係部局に伝え、次へつながる活用をさせていただきたいと思う。

【委員】

事務局は、本日の意見を今後の取組に反映させていくということを、局長から意見いただいたのでお願いしたい。治水計画の見直しや、流域治水を着実に進めていくために御活用いただきたいと思う。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただき、また積極的に多数の意見を開陳いただきありがとうございました。以上で終了します。

(以上)